

指定可燃物を貯蔵・取扱する場合、あらかじめ届け出ること。
(火災予防条例第53条) ※届出該当品名は次項参照

例2(可燃性液体類)

様式第25号(第14条関係)(表)

指定可燃物貯蔵取扱所設置(廃止)届出書

| | | | |
|--|---|---|----------|
| (あて先) 石狩北部地区消防事務組合 ○○消防署長 建物が所在する市町村の署長あてとする。 | | ○年○月○日 | |
| | | 貯蔵・取り扱いをする者の住所、電話番号、氏名を記入 | |
| | | (届出者) 住 所 ○○市○○丁目○○番地 電話 ○○○○ (○○) ○○○○ 氏 名 消防商事㈱ 代表取締役 消防太郎 | |
| 1 貯蔵又は取扱いの場所 | 所 在 地 | ○○市○○丁目○○番地 | |
| | 名 称 | 消防商事 食品加工場 | |
| 該当する品名を記入(次項参照) | 品 名 | 最大貯蔵数量 | 一日最大取扱数量 |
| 乙 類・品名及 数量 | 可燃性 液体類 | 4 m ³ (別表数量の 2倍) | 500ℓ |
| 3 貯蔵又は取扱方法の概要 | 食用油を屋外タンクに貯蔵し、配管にて屋内に供給して厨房のフライヤーで調理に使用する。 タンクや配管などの配置がわかる図面を添付。 | | |
| 4 貯蔵又は取扱場所の位置構造及び設備の概要 | 別図参照 消防用設備等を設置する場所がわかる図面を添付。 | | |
| 5 消防用設備等 | 消火器(10型) 1本 | 標識・掲示板 | 有 ● 無 |
| 6 タンク検査 | 水圧・水張 | 配管試験 | kPa |
| 7 貯蔵又は取扱いの開始(廃止)予定期日 | ○年○月○日 | | |
| その他必要な事項 | | | |
| ※受付欄 | | ※経過欄 | |
| | | | |

- 備考 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記載すること。
 2 廃止の届出を行う場合は、1. 2及び7を記載すること。
 3 ※印の欄及び裏面は、記入しないこと。
 4 貯蔵及び取扱いの状況を示す図面を添付すること(廃止の場合を除く。)

例 2 (可燃性液体類)

参考

火災予防条例別表8 (指定数量と届出該当となる数量)

| 品名 | 指定数量 | 届出該当 |
|------------|------------------|----------------------|
| 綿花類 | 200 k g | 1,000 k g以上 |
| 木毛及びかんなくず | 400 k g | 2,000 k g以上 |
| ぼろ及び紙くず | 1,000 k g | 5,000 k g以上 |
| 糸類 | 1,000 k g | 5,000 k g以上 |
| わら類 | 1,000 k g | 5,000 k g以上 |
| 再生資源燃料 | 1,000 k g | 1,000 k g以上 |
| 可燃性固体類 | 3,000 k g | 3,000 k g以上 |
| 石炭・木炭類 | 10,000 k g | 50,000 k g以上 |
| 可燃性液体類 | 2m ³ | 2 m ³ 以上 |
| 木材加工品及び木くず | 10m ³ | 50 m ³ 以上 |
| 合成樹脂類 | 発泡させたもの | 20m ³ |
| | その他のもの | 3,000 k g |
| | | 3,000 k g以上 |

備考

- 1 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の纖維及び麻糸原料をいう。
- 2 ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。）をいう。
- 3 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸（糸くずを含む。）及び繭をいう。
- 4 わら類とは、乾燥わら、乾燥藷及びこれらの製品並びに干し草をいう。
- 5 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。
- 6 可燃性固体類とは、固体で、次のイ、ハ又はニのいずれかに該当するもの（1気圧において、温度20度を超え40度以下の間ににおいて液状となるもので、次のロ、ハ又はニのいずれかに該当するものを含む。）をいう。
 - イ 引火点が40度以上100度未満のもの
 - ロ 引火点が70度以上100度未満のもの
 - ハ 引火点が100度以上200度未満かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもの
 - ニ 引火点が200度以上で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のもの
- 7 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。
- 8 可燃性液体類とは、法別表第1備考第14号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第15号及び第16号の総務省令で定める物品で1気圧において温度20度で液状であるもの、同表備考第17号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で1気圧において温度20度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（1気圧において、温度20度で液状であるものに限る。）で1気圧において引火点が250度以上のものをいう。
- 9 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の纖維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。